

教育実習に関する規定

香川県立聴覚支援学校

1. 教育実習生の資格及び要件

- (1) 特別支援教育に熱意をもち、香川県の特別支援学校教諭等の教員採用試験、幼稚園教諭・保育士の採用試験を受ける者
- (2) 附属の特別支援学校が設置されていない大学に在籍し、特別支援学校教諭免許（聴覚）を取得希望の者
- (3) 各校が指定する期間に実習が可能である者
- (4) 各校の教育実習生としてふさわしいと認められる者

2. 出願手続き

- (1) 申し込み時期は、実習前年度の4月1日より5月末日までとする。
- (2) 事前に電話等での打ち合わせの上、本人が来校して所定の願書を教務主任に提出し教頭の面接を受ける。
- (3) 選考会議において、希望者が実習生として適切であるかどうかを審議し、校長が決裁する。
- (4) 出願者に対しては、9月上旬までに諾否を連絡する。

3. 実習期間

- ・9月から11月を基本とする。

4. その他

- (1) 校長が実習を許可した後においても、第1項に抵触することが発生した場合には、許可を取り消すことがある。
- (2) 受け入れの内諾後、教育実習を取り消す場合は、大学を通して速やかに教育実習辞退を申し出ること。
- (3) 香川県の規定により、教育実習費として実習生一人当たり、3,000円を実習期間中に納付すること。
- (4) 実習生は、実習開始前の指定する日に来校し、実習期間中の留意点等について指導・助言を受けること。